

令和8年4月1日函館市企業局公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和8年7月2日

函館市公営企業管理者

企業局長 手塚 祐一

## 1 一般競争入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 東雲町変電所機器更新工事
- (2) 施工場所 函館市東雲町16番15号
- (3) 工期 契約の日の翌日から令和10年3月17日まで
- (4) 工事概要 東雲町変電所内の機器更新  
直流断路器盤／き電監視盤 1面 直流き電盤 4面  
負極盤 1面 漏洩電流試験装置 1面 電圧上昇抑制  
抵抗器盤 1面 監視制御盤（廃止） 2面 補助継電  
器盤（廃止） 3面 ΔI計測盤（廃止） 1面
- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）  
300,340,000円
- (6) 最低制限価格

函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領第6条第1項の規定による価格

## 2 入札参加資格

次のいずれにも該当し，かつ，3により入札への参加を制限されていないこと。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として，電気工事の工種に登録されていること。
- (2) 前号に係る電気工事の工事予定価格の区分に対応する等級がA級に格付けされている者であり，かつ，同号に係る競争入札参加資格審査結果通知書における電気工事の総合数値が1,000点以上で

あること。

(3) 北海道内に、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

(4) 平成23年度以降に、鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業もしくは第三種鉄道事業の許可を受けた者（鉄道事業者）または軌道法に基づく軌道区間を有する事業者（軌道経営者）が発注した工事の元請（共同企業体も含む。）として、鉄道用変電所の工事で電車の走行用電力を供給するための変電設備の新設、増設または更新工事の施工実績があること。

### 3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が65点未満のときは、その通知をした日から起算して6ヶ月間、当該入札に参加することができない。

ア 函館市請負工事施行成績評定要領

イ 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

ウ 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

エ 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

### 4 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類

(1) 期 間 令和8年7月2日から令和8年7月8日まで

(2) 必要書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 配置予定者技術調書

ウ イに記載された者に係る法令による資格・免許等の写しおよび3か月以上の雇用を確認できる書類等の写し

エ 類似工事施行実績調書

オ エの施工実績を証する契約書の写しおよび設計書等

カ その他公営企業管理者が必要と認める書類

### 5 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書

を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 設計図書等の閲覧等の期間

令和8年7月2日から令和8年7月17日まで

7 質問書の提出

(1) 提出期間 令和8年7月2日から令和8年7月14日まで

(2) 提出先 函館市駒場町15番1号 函館市企業局交通部施設課  
(電話番号 0138-51-7565)

8 入札執行の日時

令和8年7月21日午前10時

9 入札にかかる問合せ先

函館市企業局管理部経理課 (電話番号 0138-27-8722)